

---

《研究ノート》

# インクルーシブ教育システムを推進する 教員の専門性向上のための研修に関する一考察 ～東京都における教員研修の現状と課題から～

森 下 由規子

---

## キーワード

インクルーシブ教育 合理的配慮 専門性の向上 教職員研修

## Key Word

inclusive education reasonable accommodation improvement of expertise  
training of teachers

### はじめに

平成26年1月20日、我が国は国連の「障害者の権利に関する条約」を批准した。この条約の第24条「教育」の中で、障害のある者とない者がともに学ぶ仕組みである「インクルーシブ教育システム」の構築を目指すこと、個人に必要な「基礎的環境整備と合理的配慮」を提供すること等、これからの中の教育が目指すべき「共生社会」の姿が明らかにされている。その批准を受けて、平成28年4月1日から、国内法である「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(以下、障害者差別解消法)が施行された。障害者差別解消法では障害者の「不当な差別的な扱い」と「合理的配慮の不提供」の禁止が示されている。筆者は、平成19年度に特別支援教育が開始されて以来、東京都を中心に特別支援教育に関する教員研修に携わってきたが、平成27年度末～28年度にかけて「インクルーシブ教育」「合理的配慮」について具体的に学びたい、という教職員研修の依頼が急増している現状がある。障害者差別解消法は平成25年6月に公布され、施行までは2年9ヶ月の準備期間があったにもかかわらず、法律が施行された現在でも、学校教育の現場における教員のこれらの条約や法律に基づく教育の変化に対する基礎的な知識と認識は高いとはいえない。本稿では、東京都における発達障害教育に関する教員の実態・課題と、インクルーシブ教育システムを推進していく役割を担う教員の専門性向上を図るために必要な研修内容や方法を、以下の3つの側面から考察したい。

## 1 発達障害に関する教員の意識と実態

東京都は、平成25年7月から7回に渡る「東京都発達障害教育推進会議」における協議・提言と、平成26年、27年の実態調査に基づき、平成28年2月、発達障害教育の充実に向け「東京都発達障害教育推進計画」を策定した。この計画では「公立学校に在籍する発達障害の全ての児童・生徒が、その持てる力を最大限に伸ばし、将来の自立と社会参加を実現できるよう、適切な教育支援を行うこと」「発達障害のある児童・生徒が、共に学び合うことができるよう、通常の学級における教育的支援をはじめ、障害の状態に応じた多様な教育の場を拡充する」ことを基本理念としている。具体的な施策として「多様な教育体制の整備」「指導内容・方法の充実」「推進体制の充実」を計画策定の視点としていることが特徴である。ここでは、この計画策定のための実態調査の中から、資料2「都内公立学校及び就学前機関における発達障害に関する実態調査」(平成26年度～27年度)と資料3「都内公立学校における発達障害に関する意識調査」(平成25年度)の一部を取り上げ、考察する。

資料2からは①②の結果、資料3では③④の結果に着目した。

### ① 発達障害と考えられる児童・生徒の通常の学級での在籍率（校園長回答）

幼稚園・保育所等	5.1%	(回答率 28.6%)
小学校	6.1%	(回答率 100 %)
中学校	5.0%	(回答率 100 %)
高等学校	2.2%	(回答率 100 %)
* 全日制	1.2%	
* 定時制	11.4%	*2.2%は平均値

### ② 発達障害と考えられる児童・生徒の中で、通級指導学級相当の指導が必要と考えられる児童・生徒の割合（校長回答）

小学校	48.9%
中学校	28.3%

### ③ 発達障害の可能性のある児童・生徒の指導経験（担任回答）

	現在指導している	指導したことがある	指導したことがない
小学校	81.0%	16.6%	2.4%
中学校	77.1%	15.9%	6.9%
高等学校	28.1%	26.1%	45.8%

④発達障害に対する具体的対応がわからないと感じている教員の割合（担任回答）

小学校	54.9%
中学校	60.2%
高等学校	59.7%

これらの調査結果からいくつかの実態と課題が見えてくる。

- 1) 教員の発達障害の可能性がある児童・生徒への気づきは進んできたが、具体的な支援方法に悩む教員がどの校種にも60%近くいることがわかる。この結果は研修や専門家相談の機会を増やし、教員が安心して指導の臨める環境を整えることが急務であることを示している。指導計画に基づいた根拠のある具体的な指導・支援方法を共に考え実践する、「先生、この方向性で行きましょう！」という軽く背中を押す助言が、教員の安心と自信を生むケースをこれまで数多く経験してきた。教員が心に「ゆとり」を持てるところこそが児童・生徒の指導の充実につながると筆者は考えている。
- 2) 就学前機関の支援に関する調査の回答率が低めの数値となった。小学校入学後の支援の連続性や就学に関する情報の共有が難しい可能性を示唆している。また、資料の中で中学校との引継ぎがうまくいっていないと66%の高等学校の校長が回答している。引き継ぎを行っていないという回答が19%、最も多い引き継ぎ方法が口頭による引継ぎ(57%)で、個別の支援計画等文書の引継ぎは、わずかに17.5%となっている。これからインクルーシブ教育システムでは、情報の共有と支援の連続性が求められる中、校種間の引き継ぎの仕方も検討されるべきである。
- 3) 発達障害の可能性のある児童・生徒の中で、通級指導を受けたほうがよいと考えられる児童・生徒は小学校で48.9%、中学校で28.3%いることがわかった。しかしながら、実際に通級指導を受けている者は、小学校0.37%、中学校で0.57%（小学校は平成26年度、中学校は平成27年度東京都公立学校統計調査5月1日現在の数値より算出）という実態がある。様々な理由と背景で支援を受けていない、受けられないという子どもたちが、今後東京都が推進する「特別支援教室」の設置により、支援率を上げ、支援の充実の役割を担えるかが大きな課題となる。

\*東京都は全ての公立小・中学校に「特別支援教室」を設置し、発達障害教育を担当する教員が各校の特別支援教室を巡回して指導することとした。これにより、情緒障害等通級指導学級で行ってきた特別な指導（個別指導と小集団を利用した指導による教科の補充と自立活動）を児童・生徒は在籍する学校の「特別支援教室」で受けられることになった。在籍校で支援が受けられるメリットを生かし、より多くの児童・生徒が特別な支援を受け、一人一人が抱える学習面・行動面での困難を効果的に改善・克服することが期待されている。

- 4) 高等学校の教員が発達障害の生徒を指導したことがないという数値の高さは、高等学校的今後の課題と考えられる。教員の生徒の「困り感」に対する気づきの薄さか、学習がより高度になり、わからないことから生じる多様な二次障害が表出しているため、障害特性と怠惰との区別がわかりにくい状況にあることが原因なのか、高等学校支援の現状を調査し、速やかな積極的支援の必要性があると思われる。

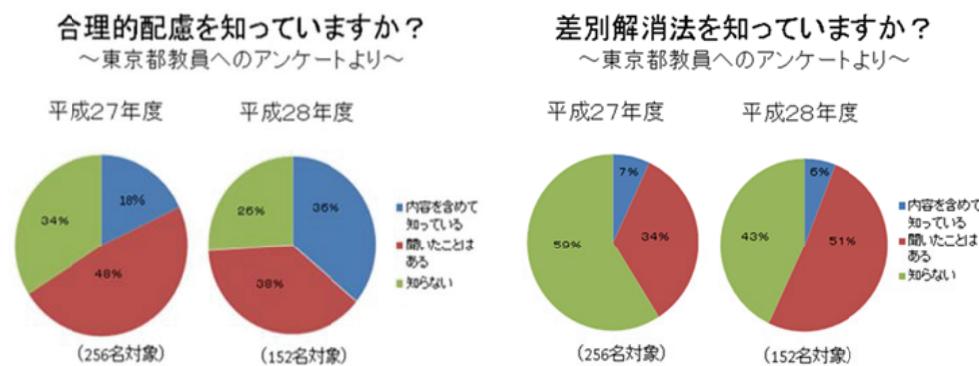
## 2 発達障害をめぐる最近の動向に関する意識調査

### ～「障害者差別解消法」や「合理的配慮」に関する意識調査の結果より～

平成27年3月厚生労働省が定める「発達障害啓発週間」(4月2日～8日)を前にLITALICOが「教育現場での合理的配慮に関する意識調査」を実施した。調査対象は小・中学校の子どもを持つ保護者300名と小中学校の教員300名である。その結果、「障害者差別解消法」を「内容を含めて知っている」と回答した教員は17%、保護者は6.3%、「合理的配慮」を「内容を含めて知っている」と回答した教員は24%、保護者は6.7%であった。

\*株式会社LITALICOは2005年から就職困難者向け就労サービス、発達障害のある子どもに向けた療育・学習支援サービス等を全国で運営する企業である。

筆者が同様の調査を教員研修時に東京都の5市区町村で実施した結果は以下の通りである。(平成27年度256名、平成28年度152名に実施)



- 1) 障害者差別解消法を「内容を含めて知っている」と回答した教員は、平成27年度が7%、28年度は5.8%と低下している。反面「知らない」と回答した教員は平成27年度が59%であったのに対し、平成28年度は42.5%に減少している。この現象は、実際に法律が施行され、理解していると言えるかどうか不安に感じた結果とも考えられる。
- 2) 合理的配慮については「内容を含めて知っている」と回答した教員は、平成27年度は18%、平成28年度は36%という結果である。「名前程度なら知っている」という回答と合わせると約7割の教員が「合理的配慮」についての認識があることが分かった。ただ研修の中で、「具体的な合理的配慮の方法や提案はわからない」という質問を多く受けける結果となっている。言葉の意味は理解しても、何をどうすればよいのか、今までの指導方法をどう変化させればよいのかが、具体的に分からずイメージが持てないという教員がほとんどである。
- 3) 平成28年8月、この東京都の現状を京都教育大学で行われた日本発達障害学会で発表したところ、関西地区の多くの参加者から、東京の現状に驚きの声があがった。岐阜県、大阪府、愛媛県、京都府、島根県、和歌山県の参加者から、「障害者差別解消法」の研修は既に完了しており、おそらくその内容を把握せずに教壇に立っている教員はわずかであろうという、東京都の結果と対照的な実態であることが指摘された。関西地区は人

権、差別に関する配慮が関東地区に比べて充実していることが、この差を生んだとも言える。しかし、障害者差別解消法は平成25年6月に制定された法律で、施行までに2年半以上の期間があった。東京都の実態は、筆者の研修実施地区だけの課題なのか、東京都全体の意識の薄さなのだろうか。平成27年4月2日～8日にLITALICOが実施した「教育現場での合理的配慮に関する意識調査」の数値と比較しても、大幅に低い結果となっている。「障害者の権利条約」や「障害者差別解消法」が既に施行されているにもかかわらず、理解が十分とはとても言えない状況を早急に改善する必要がある。またこの意識調査には、管理職研修も含まれていることを付記したい。

### 3 東京都における発達障害に関わる教員研修の主題の変化

筆者が東京都内で平成26年度～28年度にかけて行った教員研修の主題（内容）を、年度別に整理した結果は以下の表の通りである。表内の数字は、依頼の多かった順に番号を付けて記載したものである。

研修依頼内容	年 度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度
通常の学級に在籍する支援児への具体的支援方法	1	1	4	
本人・保護者への支援の必要性の伝達方法	2			
支援が必要な子が複数在籍する学級の学級経営の方法	3	2		
周りの子どもへの支援対象児の特性説明・理解推進方法	4			
支援が必要な子どもの進路指導	5			
合理的配慮の内容の研修		4	2	
障害者差別解消法の研修・法律施行に伴う学校での対応		5	1	
特別支援教室に関する具体的な運営方法		3	3	
保護者に対する障害者差別解消法の説明（講演依頼）				5

- 1) 平成19年、特別支援教育が始まって以来、常に研修内容の上位を占めてきたのは、「通常の学級に在籍する支援児への具体的支援方法」や「有効な学級経営の工夫」「支援が必要な児童や保護者への理解をどう得ていくか」等であった。理解推進の要素を中心の研修が続いてきた。
- 2) 平成25年に障害者差別解消法が制定され、国は総務省を中心にリーフレットを配布するなど、新しい法律の理解啓発に務めた。この法律は、教育だけでなく社会全体に大きな影響をもたらすものであるにもかかわらず、メディアで取り上げられる機会も少なかった。学校現場も同様に関心は薄く、平成26年度になっても障害者差別解消法や合理的配慮を主題（内容）とする研修の依頼は全くない状況であった。平成27年度になんでも、研修主題に大きな変化が現れないことに筆者は不安を感じ、講師を務める側から「これから特別支援教育はインクルーシブ教育システムへの転換期を迎えるにあたり、大きな法律の変更があるが研修の必要はないか？」と提案することで、学年末によくやく合理的配慮や差別解消法の研修が実施されはじめた経緯がある。学校における合理的配慮は「学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障

害のある子どもに対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるもの」と定義されている。にもかかわらず、提供する責任者である学校の設置者や学校が、合理的配慮を実際に行う各教員に理解を促す研修を意図的に設定しなかったことが、東京都の対応の遅れにつながったのではないかと考える。区市町村の教育委員会では、差別解消法のリーフレットを配布していたところもあるが、配布のみに終わらず、積極的なアプローチがもっと必要だったはずである。

- 3) 平成28年度は年度当初から、管理職研修を含め、全ての研修主題に障害者差別解消法に学校がどう対応したらよいかという内容が含まれている状況である。施行された法律が、学校現場の理解と適応に先行してしまった感が否めない。
- 4) 東京都は平成28年度から全ての小学校に「特別支援教室」を設置し始めた。小学校は平成30年度までに、中学校は平成31年度～3ヵ年計画（準備可能な市区町村は30年度より開始）で設置することが決まっており、運用のための研修主題が増えた。情緒障害等通級指導学級の教員が、拠点校から地域の小学校を巡回するシステムになぜ変わらせるのかを説明する中で、改めて障害者権利条約や障害者差別解消法の理解推進を図る必要がある。
- 5) 先にも述べた通り、研修を通して多様な子どもたちが通常の学級に在籍する現実や、自らの教育方法や教育観を柔軟に変更・調整しながら、個々の特性に対応した「合理的配慮」を提供しなければならないこと等を、法律的側面から理解しつつも、「具体的にどうすればよいのか」「とても対応できない」という困惑や戸惑いの質問や意見が出される状況がある。また、「基礎的環境の整備」なくして合理的配慮は提供できることなど、ステップを積み重ねる指導や、指導計画についての研修にも努めている。
- 6) 東京都は平成29年度から、高等学校の支援の充実に取り組む。高等学校は障害に応じた「特別の教育課程」の法的根拠がないことから、これまで中学校において通級指導学級や固定学級で指導を受けていた生徒に対して、障害の状態に応じた特別な指導を実施しにくい状況がある。そのため、都は発達障害に関する基礎的理解推進はもとより、今まで義務教育段階で途切れがちであった支援の連続性に視点を置いた支援を実施する。第一に、公立高等学校に通級指導学級を置くモデル事業を開始する。これは文部科学省の指針を受けての施策であるが、実際に近隣の高等学校の生徒がどのような形で通級するか、モデル事業の推移を研修の中で報告していく必要があろう。第二に教育課程外での特別な指導・支援が始まる。具体的には、土曜日の午後、学校外で民間の専門機関を活用したコミュニケーション指導を中心とする自立活動等の指導・支援が受けられるようになる。中学校での支援の延長上にこのシステムは展開される。早い段階からの支援が、将来の有効な支援につながることの合理性やメリットを、正しく生徒や保護者に伝達するための研修も充実させていく必要がある。

## まとめと提案

東京都は平成29年2月「東京都特別支援教育推進計画（第二期）平成29～38年度」を策定・公表した。この計画には3つのポイントと4つの方向性が明記されている。キーワードは「共生社会の実現」「特別支援教育の充実と基盤の強化」「未来の東京を見据えた特別支援教育の推進」である。「基盤の強化」には教員の専門性の向上が挙げられている。また、

4つある＜方向性Ⅱ＞でも将来像・政策目標を以下のように示している。

○小学校、中学校、都立高校等に在籍する障害のある児童・生徒が、充実した教育環境の下で、適切な合理的配慮の提供を受けながら、専門性の高い指導・支援によって着実にその力を伸長させている。

○発達障害の児童・生徒に対して、切れ目なく、継続性のあるきめ細やかな指導・支援が行われ、児童・生徒一人一人が、自尊感情を培いながら、社会で活躍するための力を身に付けています。

「専門性の高い指導・支援」「継続性のあるきめ細かい指導・支援」という文言が随所に記載された内容となっている。

これらの背景から、今後の教員の専門性向上のために提供する研修は、直面している課題に対し、より具体的に応えることのできる内容とすることが求められる。そこで、教職員が専門性を持ってインクルーシブ教育を推進するためには、次のような研修の視点が求められていると考えている。今後の研修において提案していきたい。

#### ① 支援が必要な児童・生徒に「身につけさせたい力」の焦点化を図るための研修

今まで以上に、子どものアセスメントと記録を徹底することから導き出された、計画に基づいた具体的な支援に関するアドバイス

#### ② ユニバーサルデザインの視点からの授業づくりのための研修

参加（活動）⇒ 理解（分かる）⇒ 習得（身につける）⇒ 活用（使う）  
というデザイン化モデル、授業でのバリアを除く工夫の周知（桂・石塚・廣瀬 2014年）

#### ③ 基礎的環境の整備の具体的な内容と合理的配慮の関連性に関する研修

教材の作成、連携ネットワークの構築、支援計画や指導計画の充実を図るアドバイス

#### ④ 文科省の「合理的配慮の対応指針」を参考にした、努力義務と過度の負担に関する研修

授業観察に基づく教室内支援の出来る範囲、努力の質、力量に応じた支援、教室環境の整備、障害者差別解消法に明記されている支援者の「過度な負担」を対象児者に提案する際の方法等の確認、アドバイス

#### ⑤ 校内や支援対象者、保護者等、様々な「合意形成」に関する研修

合意形成が必要な場面の検証、教員間の合意形成の具体的な支援

#### ⑥ 協働による学級経営の意味と実際に関する研修

報告・連絡・相談・確認のサイクルの周知 抱え込まない支援へのアドバイス

#### ⑦ 最新情報の適切な提供に関する研修

最新情報のタイムリーな伝達、学校状況を把握した情報の具体化に関するアドバイス

これからの研修は、より個々に応じた「場面指導」的な内容が盛り込まれた、教員同士が協働によって考える「アクティブラーニング」を取り入れた形にしていくことが効果的であろう。座学だけでなく、協働の方法そのものを研修の中で学べる研修形態を工夫して提案していく必要がある。そのためには基礎的な知識と情報の提供は欠かせない。学校種や地域性によっても求められるニーズと提供可能な支援に違いがある。新しい情報提供は迅速に、研修内容は学校の実態に応じた適切で過度の負担にならない具体案を提案することが、最も専門性の向上に大切な要件となると考える。

**【引用文献】**

- 東京都教育委員会（平成28年）「東京都発達障害教育推進計画」  
＊資料2「都内公立学校及び就学前機関における発達障害に関する実態調査」（平成26年度～27年度）  
＊資料3「都内公立学校における発達障害に関する意識調査」（平成25年度）  
東京都教育委員会（平成29年2月）「東京都特別支援教育推進計画（第二期）平成29～38年度」  
桂聖・石橋謙二・廣瀬由美子（2014）「授業のユニバーサルデザイン Vol7」東洋館出版社  
森下由規子（2016）日本発達障害学会 第51回大会研究発表論文集  
LITALICO <http://litalico.co.jp/news/9601>

**付記**

本稿は、2016年京都教育大学で開催された、第51回日本発達障害学会において研究発表を行った内容を、加筆・修正したものである。